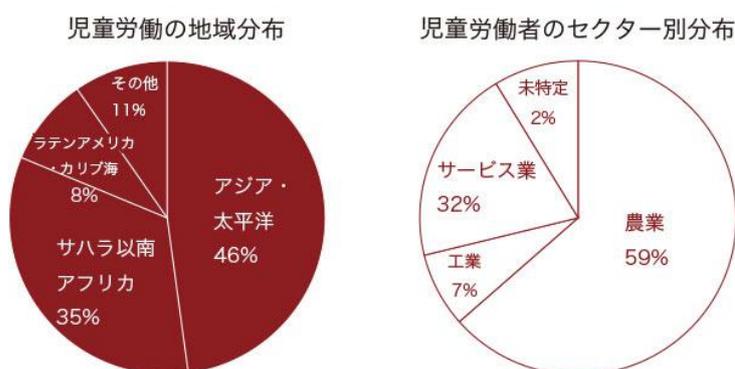


認定特定非営利活動法人 ACE

児童労働とは：15歳未満（義務教育年齢以下）の違法労働、16歳～17歳の危険・有害労働

（国際的に合意された根拠：ILO138号「最低年齢」条約、ILO182号「最悪の形態の児童労働」条約、国連子どもの権利条約32条、児童＝18歳未満＜国連子どもの権利条約＞、日本はいずれも批准）

世界で：1億6800万人（ILO推計、2013年）、2000年に比べ3分の2に減少



出典）ILO：Marking Progress Against Child Labour (2013)

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）目標8 ターゲット7：

8.7 強制労働の廃絶、現代の奴隷制および人身取引の廃止、子ども兵士の募集と使用を含む最悪な形態の児童労働を禁止及び撤廃するために、緊急かつ効果的な措置を実施する。そして、2025年までにあらゆる形態の児童労働を無くす。（ACE訳、下線は筆者）

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の第19・6条 強制労働：

各締約国は、あらゆる形態の強制労働（児童の強制労働を含む）を撤廃するとの目標を認める。各締約国は、締約国が第十九・三条（労働者の権利）の規定に基づき関連する義務を負っていることを考慮しつつ、自国が適当と認める自発的活動を通じ、全部又は一部が強制労働（児童の強制労働を含む。）によって生産された物品を他の輸入源から輸入しないよう奨励する（注）。（政府訳、下線は筆者）

近年、児童労働と企業の社会的責任及びサプライチェーンに関わる国際的文書が多数発行

- ・ ILO 中核的労働基準（児童労働の2条約含まれる）
- ・ 国連グローバルコンパクト
- ・ ISO26000
- ・ 国連ビジネスと人権指導原則（日本は国家行動計画を未策定）
- ・ OECD 多国籍企業ガイドライン 改定

日本の課題と機会

- 児童労働と貿易、企業の社会的責任に関する法規制の欠如
 - TPP加盟、国連ビジネスと人権指導原則のNAP（国家行動計画）策定を機に法律を制定
 - 製品・業界別に企業の自律的取り組みのイニシアティブを政府関与で実現
- 政府調達方針の人権軽視

東京オリンピックを機に、法改正・立法でエシカルなオリンピックへ
- ODA大綱の基本方針「人間の安全保障」概念がプログラムレベルに浸透していない

SDG Alliance 8.7に積極関与、国際的・国内的にコンセプトの周知と共感へ

米国の事例

A) (a) ①貿易開発法 (TDA: Trade and Development Act) (2000年改定)

途上国のGSP優遇の条件に「最悪の形態の児童労働」への取り組み追加。

②人身取引被害者保護法(TVPA: Trafficking Victims Protection Reauthorization Act) (2006年)

強制労働、児童労働についてモニタリング、また撤廃に向けた取り組みの実行を求める。

③米国ビジネスサプライチェーンの人身取引と奴隷の透明性に関する法律 (2014年)

企業に強制労働、奴隷制度、人身売買、児童労働のリスク、取り組み、是正措置の情報開示を求める。

(b) ①2008年の農業法 ("Farm Bill": Food, Conservation, and Energy Act) (2008年)

輸入農産物の児童労働・強制労働の関係者協議の場を政府が設け、ガイドラインを策定。

②ドット・フランク法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) (2010年)

サプライチェーンをさかのぼって紛争鉱物への関与を証券取引所に報告することを義務付ける。

B) ①米国連邦調達規制 Federal Acquisition Regulation (FAR) (2015年改正)

政府調達の原則・手続において、国家の人権の保護の義務の一環として、契約企業、下請け、また従業員を含め、人身取引や強制労働へ関与を禁じ、50万ドル以上の契約は「遵守計画」更新を義務化。

②大統領令 13126号 Executive Order 13126 (1999年)

強制労働、児童労働による品目リストを更新、政府がそれらを調達することを禁じている。

- C) 米国労働省には、国際労働局の下に児童労働・強制労働・人身取引室がある。①国際的な児童労働撤廃プロジェクトへの資金供与 (ILO/IPEC: 国際労働機関の児童労働撤廃国際計画) へこれまで2億ドル以上を拠出、NGO等へも数億単位の資金供与、世界最大のドナーとして170万人の児童労働者を救済、②政策立案、③研究などを行っている。

その他：カリフォルニア州サプライチェーン透明法

英国の事例

A) 英国現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015) (2016年発効)

セクション6「サプライチェーンの透明性」：企業は「奴隷と人身取引に関する声明」を作成、公表が義務づけられた。声明には人身売買、強制労働、債務労働などの「現代の奴隷制」のリスクがサプライチェーンにあるか、また人権デューデリジェンスを行ったか否かを報告する。

B) ロンドンオリンピック調達基準

オリンピックとして、持続可能性に配慮した詳細な調達基準を定めた。リオでもその流れを汲み、リオはフェアトレードタウンを宣言。

EU・欧州各国の事例

- ・EU: 紛争鉱物提言 (2016年)、非財務報告指令 (2017年)
- ・フランス: サプライチェーン デューデリジェンスに関する提言 (2015年)
- ・スイス: 責任ビジネス・イニシアティブ (2016年)
- ・オランダ: 繊維企業55社が「持続可能な衣服・繊維産業の合意」に署名

提言

A) 児童労働と貿易、企業の社会的責任に関する提言

- ① TPPの付帯決議として、「19・6条の強制労働について、強制労働または児童労働によって生産された物品を輸入しないための法律制定を積極的に検討すること。また、企業の社会的責任の推進、消費者教育に関する施策の推進を図ること」を決議する。
- ② 日本の経済規模が及ぼす世界への影響を考慮し、国連ビジネスと人権指導原則の国家行動計画の中に新たな法律の制定を計画に含め、英国現代奴隷法をモデルとする立法を目指す。

B) 政府調達に関する提言

政府調達に関しては、グリーン購入法(2000年)と同法に基づいて閣議決定した基本方針が策定されている。政府省庁、独立行政法人、地方自治法の対象となる自治体(県、政令指定都市)が含まれている。しかし、同法は環境面に焦点が絞られており、人権、ガバナンス上の問題など、「持続可能な公共調達のガイドライン」の一部しか網羅していない。そのため、法改正もしくは新たな法律の制定を含め、調達制度および基準を策定する。

C) ODAに関する提言

SDG Alliance 8.7に対して、国連「人間の安全保障基金」より資金を拠出、国内でマルチステークホルダーによる会議を開催し推進計画を策定、ODA「日本の教育協力政策」の重点分野に児童労働を明記する。